

議案第 三〇 号

不算外義務負担に関する件

次の通り不算外義務負担とする

昭和三十三年五月七日提出

鳥取県康伯郡三朝町長 坂田 雅

原案可決

鳥取県が母子福祉対策として本町母子会に貸付する

内和生業継替人金に付て旭館のとおり年々損失を補償

するものとする
昭和卅三年五月七日

鳥取県 東伯郡三朝町議會議長 加藤幸太郎



一 貸付金額限度額

拾五万円

二 貸付期間

自昭和三十三年四月一日
至昭和三十四年三月三十一日

三 償還方法

四 事業計画書 (別紙)



五、收支不平等者（別紙）

六、損失補償金額の限度

損失補償は返済限日到来後元金および利息の金
額をたし一部が回収せしむるに当り回収せしむる
に要する金額を損失とし、その金額

昭和三十三年 月 日

岡本康彦 代表取締役 加藤孝太郎

好子家之内取生業繰替入金借戻申請書

高取果好子福社対策による内取生業繰替金を左記上より
借戻けたのべ別紙関係書類を添えて申請いたす

記

一借戻申請金額

金 拾五 万円也

二借戻期間

昭和三十三年四月一日から
昭和三十四年三月三十一日まで

三返清方法

期限日金額返清

四借戻を必要とする
理由

製氷事業購入資本金及人夫賃金立替資本金

五収入支出計算書

(別紙)

六事業計画書

(別紙)

昭和三十三年四月一日

竹田地産好子会長 西田幸子

右事業に対する市町村長の意見

二島取果康伯郎三朝所長 坂田 雅 乙

右事業に対する前社事務所長の意見

右金額借用の上は、別紙指原補償系諸書のとおりその指原

と補償いたします

二島取果康伯郎三朝所長 坂田 雅 乙

二島取果康伯郎三朝所議長 加藤 孝太郎

二島取果知事 遠藤 茂 敬

事業計画書

五資金計画	四事業の内容	三事業の種類	二事業の所在地	一事業の種類
<p>借入金 一五〇〇〇〇圓</p> <p>収入見積額 月一五〇〇圓</p> <p>右の状況より期限内に返済する</p>	<p>貸代二五〇〇圓十人夫貸三三五〇圓 月三三五〇圓</p> <p>月収入支出純益 一一五〇圓</p> <p>貸代一〇小東一東 一東二円五〇銭 月一三五〇圓 肥田二五〇〇圓</p> <p>人夫貸一〇当り五三月五〇銭 一〇当り二二四〇圓</p>	<p>一〇世帯 一人</p>	<p>鳥取県東伯郡三朝町大字下西谷二一八番地</p> <p>鳥取県東伯郡三朝町大字加谷二七六番地</p> <p>動力以綿菓購入資金 貳台分</p>	<p>一〇世帯 一人</p> <p>一〇四〇張 一俵七〇圓 一月二八〇〇圓 月三五〇日 七〇〇〇圓</p> <p>月生計収入 七〇〇〇圓</p>

六 事業と対する
将来の見込

七 基
の
他

現在三朝町に於ては、絶対必要量(俵米)一〇〇〇俵、他に
自家使用として三〇〇俵は必要にして、今後は他町の生産
地より購入して居りましたが、昨年度より製氷作業に従事
せしむ、当初の事にて計画通りに出来ず、本年は機械の
調整も收得し三朝町内の必要量に答えられ、購入量も順
当に得意先が出来、販売も竹田農政に一任販売もよく、本年度
は計画通り実績を揚ぐる事が出来るので、将来の見込は
益々有望と思ひます。

○一年間実施し、ニヶ所の事業所とも五人の全員が従事し、
全会員技術を收得し、を為、本年は計画書通り実績
を揚ぐる様ほりまゝである。

○本事業実施により、会員自体内恥に興味を持つと共に
協力一致の団結心を函養する事が出来た。

繰替金積戻補償承諾書

竹田地産好手会と村上村の内取出業繰替金を支払ふに
左掲合は、金拾五兩圓を限度として、その積戻を補
償するに承諾す。昭和三十三年

昭和三十三年 月 日

身取保陳伯郎三朝所長 坂 正 雅 也

身取保陳伯郎三朝所議人會議長 加藤孝太郎

為身取保知事遠藤 茂 敬